○新潟県柏崎市建築物の地震に対する安全性の認定に関する実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号。以下「法」という。）第２２条の規定に基づき、建築物の地震に対する安全性（以下「安全性」という。）の認定等に関する手続を定めることを目的とする。

（安全性の認定申請）

第２条　法第２２条第１項の規定による認定申請は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成７年建設省令第２８号）第３３条に規定する認定に係る申請書及び添付図書に、次に掲げる図書を添えて、市長に提出するものとする。

⑴　新潟県柏崎市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成２６年規則第４６号）第３条に掲げる書類

⑵　その他市長が必要と認めたもの

（建築物の改変等）

第３条　法第２２条第２項に規定する安全性の認定を受けた者は、当該認定を受けた建築物が耐震性に係る用途変更又は増改築等の改変を行った場合には、改めて法第２２条第１項の規定による認定を申請しなければならない。この場合において、認定の申請に添付する図書は、第２条の規定を準用する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。